

## 福島県福祉サービス第三者評価結果表

### ① 施設・事業所情報

名称: 飯坂保育所		種別: 保育所	
代表者氏名: 木村 道子		定員 (利用人数): 90 名	
所在地: 福島市飯坂町字桜下 1 1 - 9			
TEL: 024-542-5636		ホームページ: www. ffsk. jp	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日: 57 年 4 月 1 日			
経営法人・設置主体 (法人名等): 社会福祉法人 福島福祉施設協会			
職員数	常勤職員: 21 名	非常勤職員	10 名
専門職員	(専門職の名称)		
	所長 1 名 主任保育士 1 名 副主任保育士 1 名	保育士 4 名 調理員 2 名	
	保育士 15 名 栄養士 1 名 調理員 1 名 支援員 1 名	用務員 1 名 支援員 3 名	
施設・設備 の概要	(居室数)		(設備等)
	0 歳児 1 部屋 1 歳児 1 部屋 1, 2 歳児 1 部屋 2, 3 歳児 1 部屋 3, 4 歳児 1 部屋 4, 5 歳児 1 部屋	所庭 遊具 プール	

### ② 理念・基本方針

<p><b>保 育 の 理 念</b></p> <p>社会福祉法人福島福祉施設協会の運営する保育所(園)は、児童福祉法に基づき「保育を必要とする」乳幼児の保育を行う施設です。</p> <p>福島福祉施設協会保育所会は、</p> <p style="padding-left: 40px;">子どもの最善の利益のため、その人権を尊重し、保護者と 地域と共に、豊かな人間性と生きる力を育みます。</p> <p style="text-align: center;"><b>保 育 の 方 針</b></p> <p>社会福祉法人福島福祉施設協会の運営する保育所(園)は、児童福祉法に基づき「保育を必要とする」乳幼児の保育を行う施設です。</p> <p>「新保育所保育指針」に則り、子どもの人権を尊重し、その最善の利益のために保育する。</p> <p>1. 笑顔あふれる温かい雰囲気の中で、子どもたち一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかな 2. 成長を育む。</p>
--

3. 豊かな食を通して生命の大切さ、生きる力を培う。
4. 保護者とのより良い協力関係を築きながら、共に保育を進める。
5. 健康で安全な環境のもとで、養護と教育の一体的な提供を行う。
6. 子育てサービス・情報を提供する中で、地域との関わりを大切に子育て支援を行う。

### ③施設・事業所の特徴的な取組

#### 飯坂保育所のめざす子ども像

- 心も体も健康で意欲的に行動する子ども
- 感情豊かに感動する心を大切にする子ども
- 意思表示をはっきりしながら、仲間と協力する子ども

#### 飯坂の自然に囲まれて、のびのびと保育を行う

春・・・花ももの里への散歩

夏・・・プール遊びを中心に

秋・・・飯坂けんか祭り（飯坂八幡神社祭礼）に参加  
足湯に散歩

冬・・・所庭がゲレンデに

#### 地域密着型

幼保小中の連携が整っており、地域での目指す像を設定し、それに向かって各委員会が会議を持ち話し合う。幼保の連携、小中学校との研修会、保育、授業参観の実施により、小1プロブレム、中1ギャップがないように取り組む。

いいざか子育て支援センターを核に、保育所でも家庭保育の子、親に一時保育の利用などで子育て支援を行う。

「地域で子どもを見守り育てる」ことを取り組む。

#### 食育活動

畑やプランターを使った野菜づくり、それに伴い食育活動を行う。日々の給食を通じて、食への興味・関心を持つようにしている。

### ④第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年7月27日（契約日）～ 令和3年3月23日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	0回（年度）

### ⑤第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

## ⑥総評

### ◇特に評価の高い点

#### 1. 地域ニーズを基づく公益的な活動への取り組みについて

地域の保育ステーションとしての役割を果たすことを事業計画にあげ、その役割を果たすため法人のホームページを利用して「お母さん大丈夫」コーナーを設け、子育てに悩むお母さん向けに情報を発信している。また、コーナーに掲載した内容を「子育て情報誌」として1年間分をまとめて冊子に印刷し、学習センターに置き活用してもらっている。

#### 2. 美味しく安心出来る食事の提供について

給食管理マニュアル・衛生管理マニュアルを作成し6保育所の栄養士が交代で、残量確認やアンケート調査で嗜好や家庭の生活状況を把握し献立をたてている。子ども達の年齢や咀嚼力に合わせた大きさや硬さ、味覚などを工夫しながら、喜んで食べてくれる給食作りに取り組んでいる。

また、給食担当者が交代で保育室を訪問し食べている様子を観察し、入っている食材についての話を子ども達に食育に対する関心をもたせている。

#### 3. 幼保小中の連携について

大鳥中学校区内の幼保小中会議が年6回ほど行われ、それぞれの会場で保育参観・授業参観を見学し研修する等、幼保小中連携に取り組み入学した子の成長を見守り、これから入学する子どもたちや保護者が不安にならないよう保育に活かしている。

### ◇改善を求められる点

#### 1. 中長期ビジョンの策定について

昨年から法人の中に中長期委員会を設け、法人としての基本理念・基本方針を決定し、現在、各分野・各施設の中・長期計画の検討を進めており、次年度策定を見込んでいる。策定に当たっては保育現場の声を反映させるとともに計画達成状況を将来評価できるよう具体的な経営課題や入所予定率、保育サービス内容など具体的な数値目標を入れて策定することが望まれる。

#### 2. 子どものプライバシー保護への取り組みについて

子どものプライバシーや権利擁護について記載した法人サービスマニュアルの読み合わせなどで内容の理解に努めている。

しかし、保育マニュアルには、オムツ交換や着替えなどの際のプライバシーへの配慮についての記載がないので、保育の中で具体的に配慮する事項を検討しマニュアルの中に反映することが望まれる。また、性差や異文化への配慮についても検討し反映することが望まれる。

## ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受けるにあたり、講師を招いて職員全員が第三者評価の意義を知り、取り組むことができました。毎日の忙しい業務の中、管理者のみが考えてしまう経営状況や、長期、中期計画、

個人では、保育を見直し、今後のビジョンなど全員で取り組むことで、保育所の全体像を考えることができました。また、当たり前に行ってきた食事への取組や地域との連携について、高評価をいただき、今後の励みになりました。

中長期計画では、今年中の完成を目指していますが、達成に向けて全員で意識し取り組めるように、中長期委員会を中心に進めていきたいと思えます。また、プライバシーの保護については、気をつけなくてはならないことを学ばせていただいたので、法人6施設で、マニュアルの整備、周知をしていきたいと思えます。

今後も、地域の子どもたちだけではなく、福島市全体の子どもたちや保護者が安心して育ち、子育てができるように、丁寧な子育て支援を行っていきたいと思えます。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し周知を図っている。	②・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念と基本方針を玄関ホール・事務室に掲示し、全職員に配布している人事ビジョンマニュアルの中にも示し周知している。</p> <p>また、理念の実践について職員会議で話し合うなど組織として取り組んでいる。さらに、保護者に対してもパンフレットや保育所利用案内に記載し、現在保護者会はコロナ禍により自粛しているが、例年保護者会で丁寧に説明している。ホームページにも掲載し、広く周知を図っている。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	②・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月2回開かれる法人内保育所長会議で地区の状況・経営状況などについて話し合いをするほか理事会に参加し、保育コストの分析状況や経営について確認している。</p> <p>また福島市認可保育所長会議で福島市内の待機児童の推移を把握している。併設している子育て支援センターへの電話や来所相談を通じて、潜在的ニーズを含め地区の保育ニーズも把握し、利用につながる例もある。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>所長は、年数回開かれる法人理事会に出席し、財務諸表でコスト分析し、経営状況の把握及び情報の共有をしている。また、理事会で各保育所の課題について話し合い、当保育所は次年度に保育室のトイレ増設を要望し次年度で計画が具体化している。</p> <p>なお、法人内保育所長会議と理事会協議事項等については、職員会議で周知しているが、</p>		

所長は職員に理解が進んでいないと感じている。今後、職員の理解が進むよう法人に要望をあげる前に話し合う機会を設けるなど、検討段階から職員を巻き込むことが望まれる。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>昨年から法人の中に中長期委員会を設け、法人としての基本理念・基本方針を決定し、現在、各分野・各施設の中・長期計画の検討を進めており、来年度の策定を見込んでいる。策定に当たっては保育現場の声を反映させるとともに計画達成状況を将来評価できるよう具体的な経営課題や入所予定率、保育サービス内容などについて具体的な数値や内容を入れて策定されることに期待したい。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>単年度計画は、法人全体保育所計画と各保育所の事業計画(飯坂保育所利用案内)をそれぞれ策定している。現在、中・長期計画はないので中長期計画を踏まえた計画とはなっていない。現在検討を進めている中・長期計画が策定された段階から、中・長期計画を踏まえた単年度業計画が策定されることを期待したい。</p>		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行い、職員が理解している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>単年事業計画の策定に当たっては、所長会で検討が行われ6保育所をまとめて策定しており、所長が職員へ配布し内容の説明をしている。また、当保育所は保育所利用案内の中に保育指針や保育目標・保育内容を入れた独自の事業計画を作成している。</p> <p>なお、6保育所をまとめた事業計画を策定する際は、所長会の前に職員の意見聞くなど職員の意見を6保育所共通の事業計画にも反映することが望まれる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知し、理解を促している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育開始時に保護者へ渡す「保育利用案内」のトップページに単年度事業計画を記載し、周知徹底をする取り組みをしている。例年であれば4月のオリエンテーションで保護者へ説明し配布しているが、コロナ禍により集会を自粛し各保護者へ配布し、同意書を受領している。</p> <p>なお、事業計画は、イラストや図表を入れるなど分かりやすい内容で作成の上説明し、保護者の理解を得る取り組みが望まれる。</p>		

### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果

I-4-(1) 質の向上に向けた取組を組織的・計画的に行っている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組を組織的にを行い、機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員評価システムを導入し、1年間の保育目標の設定と前期・後期の2回の評価チェック、年度末に自己評価を行っている。</p> <p>しかし、導入して間がないことから質の向上に向けた活用には至っていないので、今後評価結果を分析し課題を明らかにする中で保育の質の向上に活かしていくことが望まれる。また、第三者評価受審のための自己評価や第三者評価結果から明らかになった課題について、職員間で検討し取り組むことが望まれる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>当所の第三者評価受審は今回が初めてではあるが、同法人他事業所が受審した結果を受け、所長会議等で結果を共有し、保育の利用開始に当たり保護者から同意を得ることや各保育所が法人の事業計画とは別に独自の事業計画を作成するなど改善に取り組んでいる。</p> <p>なお、今回の第三者評価受審結果を受け改善へ取り組む場合は、職員が参加する場を設け改善策を検討するとともに、課題を共有しながら改善に取り組むなど組織的に進めることが望まれる。</p>		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任を明確にしている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員会議の席で方針や責任を伝えているとともに事務分掌で役割と責任を明記し周知をいいる。</p> <p>なお、有事の際の危機対応マニュアルでは主任も責任者になっているが、事務分掌には記載していないので、平時・有事における所長不在時の権限委任を明確に記載することが望まれる。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>所長は、県社会福祉協議会・保育協会・法人内の管理者研修等に参加し、遵守すべき法令について正しく理解している。</p> <p>また、法人管理規程に基づき見積りを徴収したうえで契約するなど適切に行い、職員会議で法令遵守について職員へ周知している。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップを発揮している。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人事制度システムを活用し、無記名で保護者及び職員の満足度調査を実施し、自由記載欄の保護者からの意見要望に丁寧に対応を回答する等保育の質向上に取り組んでいる。</p> <p>しかし、人事システム導入後日が浅く、年度前半の職員の評価や後半の目標設定はこれからの取り組みとなっており、今後定期的に話し合う機会を設け、課題の把握や職員からの意見を吸い上げ保育の質の向上に取り組むことが望まれる。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>所長は、法人が委託している公認会計士作成の財務諸表に基づき、経営状況とコストバランスの分析結果を把握し経営に活かしている。また、法人本部に相談しながら人員配置や職員の働きやすい環境整備に取り組んでいる。</p> <p>しかし、保育所内で職員の参加や協力を得る点では十分でないとして自己評価しており、職員の意見をボトムアップでまとめ上げるための体制づくりが望まれる。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、取組を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>採用や人事管理を法人本部が計画的に行っているが、正規職員だけでは機能しない時間帯などを補填するため臨時職員・パート職員の採用は所長が行っている。現在検討中の中・長期計画にも人材確保と育成の方針が盛り込まれている。また、採用活動もホームページだけでなく YouTube を利用するなど求人の間口を広げた取り組みをしている。</p> <p>なお、正規職員と臨時職員の仕事量と待遇に差があり、人材確保の面からも国が進める同一労働同一賃金の流れを受けとめた取り組みの検討が望まれる。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>組織運営を定めた「人事ビジョンマニュアル」の中に、理念・運営方針・期待される職員像を明記し全職員へ配布している。</p> <p>また、キャリアパス制度を導入し、人事基準を明確に定めそれに基づき総合的な人事評価を行っている。さらに、キャリアアップ・処遇改善要件に該当する職員に対しては、仕事の役割も説明するなど職員へ業務への動機づけをしている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づく	a・b・c



	りに取組んでいる。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>所長は、年1回個別面談のほか日常的に声掛けをし、日々職員の状況把握に努めている。また、職員の勤務時間については、「時間外労働、休日労働に関する協定届」により職員代表と協定を結び不必要な残業をしないよう配慮をしている。年休は、突然の取得も可能な職員の配置に努めている。ワークライフバランスやハラスメント防止にも取り組んでいる。</p> <p>なお、所長や主任が相談に応じているが、所外の相談窓口は設置されていないので、上司に相談しづらい悩みやメンタルヘルスの相談窓口などの検討が望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人事ビジョンマニュアルを導入し、理念・基本方針・保育目標を実現するため「期待される人間像」を定めている。キャリアアップ研修や法人内・外研修へ計画的に参加させ育成に努めている。また、前期・後期で職員が上司と話し合い目標を設定し進捗状況を振り返る取り組みを始めている。職員の振り返りの際は所長がコメントすることになっている。</p> <p>なお、目標管理への取り組みは始まったばかりで、面談の時期やコメントする時期などが定まっていない。職員を長期視点で育成する観点から、所長が個別面談するなどより効果ある運用が望まれる。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所運営方針の中で専門性の向上など研修への姿勢が示され、法人保育所職員研修体系、研修計画・年度研修要綱(法人内研修)が定められている。また、研修は階層別・キャリアアップ・課題別研修などきめ細かく計画が立てられており、計画に基づき研修が行われている。</p> <p>しかし、研修計画の評価・見直しが行われていないので研修効果を上げるためにも実施が望まれる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>階層別研修・課題別研修・専門分野別研修・キャリアアップ研修は、勤続年数や職員の役割で必要とされる知識や技術水準に応じ研修機会を設けている。</p> <p>また、新任職員へ先輩職員がOJTを通じ育成に努めている。さらに、法人内6保育所輪番で全保育所が役割を持ち「子どもの育ちを考える」をテーマに共に学び合う機会を設け、保育の質の向上に取り組んでいる。研修受講後は職員会議の中で伝達研修を行い、職員全員に伝えている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の実習生受入要綱に基づいて、実習生の受け入れを行っている。事前に子ども(保育活動の中で)や保護者(お便り)へ周知している。また、職員は受け入れるために事前内部研修を</p>		

行い、配属するクラスを検討している。実習生には、実習の心構えと実習日程を渡し、養成校のカリキュラムに基づく効果的な実習に取り組んでいる。

なお、実習生受入要綱に連絡窓口や子ども・保護者への事前説明、職員への事前説明、実習生へのオリエンテーションの方法などについての記載がないので、受け入れ手順を加えることが望まれる。

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページで、法人の事業報告・決算報告・苦情・保育理念・行事・デイリープログラムなどを公開している。また、保育所利用案内に理念・運営方針・単年度事業計画を記載し保護者へ配布するほか、併設の子育て支援センターにも保育所パンフレットを置いて来訪者に周知している。</p> <p>なお、保育所パンフレットを公共性のある場所に置いていないので、地域の公共施設に置き保育所の活動内容などを広く地域へ周知することが望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の経理規程・処務規程に基づいて会計処理を行っている。財務管理については、法人役員監事による内部監査に加え公認会計士による外部監査をうけ、指導・助言を受け、適正な経営・運営のための取り組みをしている。</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>町内会長など地域住民が園児の見守りや保育所周りの草取り、所庭の除雪などの協力を得ており、子どもが地域の方と交流する機会となっている。また、地域高齢者施設の訪問や地域幼稚園との交流、神社祭礼への参加などを行事計画に入れ、社会体験を広げる取り組みをしている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人のボランティア受入規程に基づいて、受け入れをしている。受け入れ時は、活動確認書にて受入規程や注意事項等について説明し、同意を得ている。現在は、実習前の学生</p>		

<p>の保育体験として受け入れている。</p> <p>今後、学校教育への協力としての生徒の職場体験や子どもの経験を豊かにする観点からの受け入れなどを想定した受け入れ手順やボランティア保険の加入状況の確認など、受け入れ準備の環境整備が望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携を確保している。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域社会資源リストを作成し、市の子育て支援ガイドブックと併せて保護者が必要としている社会資源情報を提供している。</p> <p>また、所長は、地域の子どもの育成を目的とした地区幼・保・中学校連携推進事業協議会の委員として参加するほか交流活動や研究会等へも出席し、情報共有や連携をして活動している。さらに市要保護児童対策地域協議会の要請にも参加協力している。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>併設している子育て支援センターの利用者からの相談や参加している地区幼・保・中学校連携推進事業協議会からの情報を得ている。また、市担当課や地区保健師と連携し情報の収集に努めている。</p> <p>なお、町内会などの会議や行事には参加できず、地域の情報を収集するためにも地域の町内会や民生児童委員などとのつながりを深めることが望まれる。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域の保育ステーションとしての役割を果たすことを事業計画にあげ、その役割を果たすため法人のホームページを利用して「お母さん大丈夫」コーナーを設け、子育てに悩むお母さん向けに情報を発信している。また、コーナーに掲載した内容を「子育て情報誌」として1年間分をまとめて冊子に印刷し、学習センターに置き活用してもらっている。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢を明示している。</p>		
28	<p>Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念・運営方針・保育指針・保育目標の中に子どもの最善の利益と人権尊重の保育を明</p>		

<p>示し、年度当初に職員全員で確認している。職員評価システムの自己評価の中で理念の理解や実践について項目に入っており、職員が振り返りを行う取り組みもしている。</p> <p>なお、固定的な性差を植え付けないように配慮した保育に取り組んでいるが、明文化したマニュアル等はないので性差や異文化への配慮を入れた保育マニュアル等の整備が望まれる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どものプライバシーや権利擁護について記載した法人サービスマニュアルの読み合わせなどで内容の理解に努めている。</p> <p>しかし、保育マニュアルには、オムツ交換や着替えなどの際のプライバシーへの配慮についての記載がないので、保育の中で具体的に配慮する事項を検討しマニュアルの中に反映することが望まれる。また、性差や異文化への配慮についても検討し反映することが望まれる</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>併設の「子ども支援センター」には職員が配置されており、利用希望者が自由に利用可能で育児相談や情報収集がしやすい環境にあるため、保育所のパンフレットを置いてセンター利用者に広く周知できる環境にある。</p> <p>なお、子ども支援センターは現在コロナ禍で予約制となり参加者が限られていることや、センター利用者以外にも周知できるようパンフレットを公共の場や産科・小児科など保育ニーズがある場所に置いて情報を提供することが望まれる。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p>保育開始の時、オリエンテーションを行い、理念や保育方針、保育所での生活等「保育所利用案内」に基づいて、丁寧かつ分かりやすく説明し、理解をしていただいたうえで、同意を得ている。</p> <p>また、保育利用案内の内容変更時は、適宜保護者へ周知し、改めて同意を得ている。さらに、配慮が必要な保護者には個別で対応している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の変更に当たり、保育要録様式を参考に、保育所での経過を記入し、保育の継続性に配慮した対応をしている。</p> <p>また、保育所の名前を記した記念品を手渡し、口頭ではあるが、子どもと保護者へ退所後も保育ステーションとして相談できることを伝えている。</p>		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者への個別の相談や懇談会を年4回実施し、利用者満足を把握している。また、年1回保護者向けの満足度調査をネットアンケート方式で実施し、保護者の保育所に対する声を把握し1ヶ月以内に説明が必要なもの、改善が必要なものをわかりやすく説明し、信頼へつなげられるように取り組んでいる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制を確保している。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>玄関脇に苦情解決の仕組みの説明文が掲示しており、受付担当者に主任保育士、責任者に保育所長、第三者委員3人の名前を明示している。苦情解決については、体制を整備しており、入所時に保育所利用案内の中で保護者に説明し、苦情があった場合には記録し、保護者に説明した上で公表する体制もできている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時の「保育所利用案内」やおたよりの中で、職員へ相談したい職員を選択できることをわかりやすく説明している。また、相談には、秘密を守れるようお遊戯室や子育て支援センターの空きスペースなどを活用し対応している。さらに、懇談会を多く持ち保護者との関係づくりを行い気軽に相談できる環境づくりに努めている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・①・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ご意見箱の内容やアンケートの実施により保護者から意見を聞き、意見や相談内容によっては担当者任せにしないで、担任・主任保育士・所長が対応し職員間で対応を検討するなど、組織として質の向上につなげている。</p> <p>なお、相談対応マニュアルを整備していないので、対応に一貫性を持たせるためにも整備することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組を行っている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	a・①・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>危機管理マニュアル・事故防止対応マニュアルを作成し午睡チェックを5分おきに実施するとともに、水・プール遊び時や食事提供時の事故発生時の対応と安全確保の手順を職員に周知している。</p> <p>しかし、ヒヤリハットや事故について担当するリスクマネジメント委員会については、</p>		

未整備のため体制の構築が望まれる。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	②・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>厚生労働省の「保育所における感染症マニュアル」を参考に感染症対応マニュアルやコロナ対応マニュアルを策定しており、職員に配布し周知に努めている。保育所で感染症等が発生した場合は、掲示板で保護者に人数・症状・発生地域の状況・対応の仕方・注意することなどを周知して、感染拡大防止への協力をお願いしている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>危機管理マニュアルの中で、火災・地震・風水害・不審者侵入・交通安全等について細かく示すほか、水害時の浸水シミュレーションを掲示し、避難の参考としている。また、毎月1回曜日を決め様々なリスクを想定した訓練を行っている。</p> <p>なお、災害時の食料などの備蓄リストにアレルギー児への配慮が記入されていないので対応が望まれる。また、消防団・町内会・隣接する小学校等の協力関係を作るなど災害時における子どもの安全確保のための体制づくりが望まれる。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法を確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法を文書化し保育を提供している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人のサービスマニュアル・保育マニュアル・給食管理マニュアル・衛生管理マニュアルを整備し、一定の水準を保った保育サービスの提供に取り組んでいる。</p> <p>なお、職員間での保育実践が一定の水準に達した保育サービスが提供できているのかを確認する仕組みがないので検討が望まれる。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みを確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育マニュアルで朝夕の保育や日常保育の内容と方法、保護者への連絡や苦情・相談への対応などがきめ細かく明示し、職員に周知している。</p> <p>なお、マニュアルの作成時期が示されておらず、見直しの有無についても明示がないので、作成した時期や見直し時期を明確にして定期的に見直すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画を策定している。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3歳未満児は入所時に成育歴・生活状況・個人面談等で親の思いを書面で把握し、個別計</p>		

<p>画を立てて保育に生かしている。</p> <p>しかし、障がいのある子どもや気になる子どもについては個別計画が作成されていないので、支援困難なケースについてはアセスメント手法により検討する仕組みが必要と思われる。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は4期に分けて作成され、各クラスの年間指導計画・月案・週案に年齢ごとの発達に合わせて内容が反映されている。カリキュラム会議は月1回行い、評価と反省に基づいて次月の計画に反映させている。</p> <p>なお、代表参加のため内容理解や保育展開に差がみられるので、組織的な保育の質の向上に向けて全員が参加し検討する取り組みが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録を適切に行っている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録を適切に行い、職員間で共有化している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の記録は、6保育所共通の様式「はぐくみ保育システム」を活用し、全体的な計画や各クラスの年齢別年間指導計画、月案・週案の計画について主任保育士が各クラスのそれぞれの内容についてチェックを入れ書き方を指導している。</p> <p>なお、指導した確認の記録がシステムの中で明示していないので、指導内容が全員に的確に共有できるようなシステムの改善が望まれる。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制を確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の個人情報保護規程等により保育所の個人情報保護方針を作成し、子どもに関する記録の保管については職員室の鍵付きのキャビネットに収納している。</p> <p>また個人情報保護に関する職員の研修も実施し、保護者へは入所時に保育所利用案内の中で説明し、同意書を得ている。</p>		

(別紙)

## 第三者評価結果（保育所版）

※すべての評価細目（20項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所の理念や保育の方針、保育目標に基づき、はぐくみ保育システムを活用し全体の計画を作成している。所長・主任保育士・クラスの代表がカリキュラム会議の中で子ども達の成長の様子を見ながら全体の計画の中に意見を反映させ、見直しや変更を追加している。</p> <p>なお、全職員が参加できていないので全職員の意見を反映した評価と見直しができる取り組みが望まれる。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>38年経過している建物だが、修繕や増築をしながら改修しており安心安全な保育を進めるために玄関に監視カメラの設置や業務改善のため食洗機の購入、ICTによる保育事務の簡素化のためのパソコンシステムも導入している。また、保育室の中で保育活動や食事、午睡をするのが生活になっている。</p> <p>なお、食事の場所を変えたり土曜日はお遊戯室で午睡するなど、子ども達が心地よく過ごせる環境作りや一人ひとりが落ち着ける場所になるような環境設定への工夫が望まれる。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎日のミーティングで所長・主任保育士・クラス代表が保育の中で生じる問題や家庭からの連絡、トラブル対応などについて話し合い、急かさず制止の言葉を遣わずに対応する方法を全職員に周知し、保育に活かしている。</p> <p>なお、子供たちが落ち着いて過ごせる環境の設定や保育の振り返り、保育士の援助の仕方や配慮の方法などへの取り組みは不十分であり、話し合いを工夫することが求められる。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		



<p>年齢別年間指導計画に、発達に合わせて基本的生活習慣の自立へ向けたねらいや援助の仕方、注意することなどを記載し、保育のなかで実践している。</p> <p>また、3歳未満児は個別計画を作成し、取り組み状況や親の思いなども含めて細かに対応し、「できた」「いっしょにやれた」という子どもの思いを大切に連絡帳や送迎時の申し送りの中で伝えて、保護者と連携をとりながら進めている。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3歳以上児は、天気の良い日は所庭に出て自由に固定遊具での遊びや虫取り、泥だんご作りに取り組むなど楽しく過ごせるように援助している。</p> <p>また地域の自然を満喫しながらの散歩や高齢者施設との交流やお祭りにも参加し、地域の人との交流を通じて豊かな人間性を育てている。さらに、野菜を育てクッキング保育も行い、食への関心をもたせながら健康な身体作りに取り組んでいる。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>乳児保育は、保育開始から安全保育を重点に体調の変化に気をつけながら健やかに伸び伸びと生活できるようアタッチメントを十分に行い、応答的な関わりをして情緒の安定を図っている。</p> <p>また、午睡チェックは5分おきに行い記録している。今後は見守りセンサーの導入を計画しており、突然死の未然防止について研修し全職員に内容を周知している。さらに、保護者の子育てを応援し成長の喜びを共有し、育児相談も受け付け内容に応じて担任以外も関わっている。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>1・2歳児は、年齢別年間指導計画の中に養護と教育(5領域)の視点をもとに保育が計画されている。自己主張が出てイヤイヤ期や言葉の発達が個々により違うためトラブル発生が多く、それぞれの思いを受け止め「やってはいけないこと」「やられるといたいこと」「我慢すること」「待っていること」などを丁寧に何回も話しかけて、温かく見守っている。</p> <p>また、知能や指先、身体の発達に合わせた遊具や遊びを取り入れ、楽しく過ごせる工夫をしている。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3・4・5歳児は、3・4歳児クラス、4・5歳児クラスと混合保育になっているが、それぞれ</p>		

<p>の育ちを大切にするために年齢ごとの年間指導計画と月案を作成している。外での活動に加えて月3回リトミックを取り入れ、身体能力の発達の違いが出ないように取り組んでいる。</p> <p>また、就学児は地域の幼保小中連携会議を年に数回行い、お互いの授業や保育の参観をしてもらい、日ごろの保育や子どもの育ちを伝え理解を得ている。保護者にも情報を伝え不安にならないように働きかけている。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ダウン症の保育には保育士を加配し、落ち着いて安心してすごせるように配慮している。気になる子どもの利用があるので、障がい児研修会に参加し、また、発達を支える保育の在り方や遊びのつまずきの対応の仕方など市保健師にアドバイスを得ている。</p> <p>しかし、ダウン症児や気になる子どもについての個別計画が作成されていないので、今後、個々の発達の見守り・支援のために早期に作成することが望まれる。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>朝夕の異年齢児保育には、玄関近くのマットを敷いた保育室を使用し、安全保育を心掛け家庭的でゆっくりと過ごせるようにしている。全クラス複数担任制を取り入れ、朝夕に必ずどちらかの担任がいることにより長時間保育で子ども達や保護者が不安にならないように配慮している。</p> <p>また、給食については夕方空腹にならないように、昼食や午後のおやつの内容にも心配りをしている。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>大鳥中学校区内の幼保小中会議が年6回ほど行われ、それぞれの会場で保育参観・授業参観を見学し研修することにより、入学した子の成長を見守り、これから入学する子どもたちや保護者が不安にならないよう保育に配慮している。</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
A⑩	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時、保護者から入所までの成育歴や生活状況、予防接種の状況などを記載した情報を得、感染症対応マニュアル・コロナウイルス感染症対応マニュアルをもとに子どもたちの体調の変化を家庭と保育所で共有し、見守る体制をとっている。また、0歳児は突然死予防のために5分ごとに午睡チェックを行っている。</p> <p>今後、1歳以上児も給食の残りが口内に残っていないか、体調・顔色はどうかなどの午睡チェックの記録も必要であり、入所している子どもの保健に関する保健計画を作成することが望まれる。</p>		
A⑩	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>健康診断を年2回、歯科検診を年1回、尿検査を年2回実施し、結果を健康カードに記入し保護者に伝えている。また、3歳以上児はフッ化物洗口を継続して実施しており、虫歯予防に効果がでている。</p> <p>なお、保育所での生活の基本である子どもの健康と安全の確保のための保健計画を作成し、保育士・看護師・調理員・栄養士や嘱託医の連携のもとに所長を中心に組織的に取り組むことが望まれる。</p>		
A④	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アレルギー疾患・慢性疾患等のある子どもについては、入所時に保育所利用案内で説明している。現在アレルギー児はいないが、昨年は「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに医師の指示書により除去食を考えた献立に代替品名を記入して、毎月保護者に確認してもらいながら食事の提供をしていた。担任・給食担当者・主任保育士が3重にチェックし、保育室では誤食にならないようにテーブル・トレイ・食器の色を他児と変えるなど配慮している。</p> <p>しかし、ヒヤリハット報告書に乳児へ誤食ケースがみられたので、ガイドラインを参考に保育所独自のアレルギー対応マニュアルを作成し、全職員への研修と周知を行い危機管理体制の構築が望まれる。</p>		
A-1-(4) 食事		
A④	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体の計画の中に食育計画を作成し、年齢別年間指導計画・月案・週案に反映させている。献立は、子どもの発達に合わせて楽しく落ち着いて食べられる環境の中で地域の食材を使い、行事・季節などにも配慮しながら食事を提供している。</p> <p>また、野菜の栽培やみそ作り体験なども取り入れ、食育に関心をもたせる取り組みを給食の展示やレシピの紹介などで、保護者にも食の大切さを周知している。</p>		
A④	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>給食管理マニュアル・衛生管理マニュアルを作成し6保育所の栄養士が交代で、残量確認やアンケート調査で嗜好や家庭の生活状況を把握し、献立をたてている。子ども達の年齢や咀嚼力に合わせた大きさや硬さ、味覚などを工夫しながら、喜んで食べてくれる給食作りに取り組んでいる。</p> <p>また、給食担当者が交代で保育室を訪問し食べている様子を観察し、入っている食材の話をして子ども達に食育に対する関心をもたせている。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A④	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を	a・b・c

	行っている。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3歳未満児は連絡帳や個別ノートで保育の内容、食事の喫食状況や排泄等を保護者に伝えている。3歳以上児は保育の様子を写真にしてお知らせボードに掲示し、保護者からは保育の様子がよくわかり楽しみにしていると好評を得ている。</p> <p>また、年2回保育参観と懇談会を行い、各クラスの保育の様子を観てもらい参観後の保育計画などの理解を得るよう働きかけている。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑩	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者支援の研修を受け、全員で伝達研修しながら保護者の思いや要望、子育ての不安や悩み等に丁寧に関われるよう体制をとっている。</p>		
A⑩	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>虐待防止マニュアルを作成し、保育所内で虐待防止の研修を予定している。虐待等権利侵害が疑われる児童に対しては、県の児童虐待対応マニュアルを参考に福島市の障がい福祉課の保健師と児相・警察と連携を取りながら、子どもの様子や保護者の精神面・生活状況等を見守っている。相談の窓口は担任・主任保育士・所長が担当していることを保護者に伝え、虐待の未然防止に取り組んでいる。</p> <p>なお、福島県「児童虐待対応の手引き」は平成31年2月に改訂されており、保育所の虐待防止マニュアルの見直しと最新の情報を踏まえた職員研修が望まれる。</p>		

### A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑩	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自己評価は年2回(前半・後半)定期的に行い、職員評価システムを使った人事評価制度も実施し、保育実践の振り返りをしている。</p> <p>なお、保育実践の振り返りが次の保育へ活かすことができていないので、反省・評価をもとに保育所全体の振り返りにつなげ、保育所全体の保育の質の向上に活かす体制を作ることが望まれる。</p>		